

様式第6号（第17条）

会議録

会議の名称		2024年第5回春日都市農業委員会総会						
開催日時		令和6年5月24日（金）		開会	午前10時00分			
開催場所		春日都市役所本庁舎3階 301・302会議室						
議長氏名		会長 市川 大倫						
		(出席人数：19人)						
出席者	農業委員	1	川鍋 浩之	10	岡田 實			
		2	飯島 優子	11	新井 久義			
		3	齋藤 昭雄	12	加藤 富夫			
		4	山崎 勇喜	13	池上 茂			
		5	中山 雅博	14	森本 恒平			
		6	岡本 勉	15	森住 武雄			
		7	石山 法男	16	萩原 勝			
		8	石川 勝也	17	伊藤 弘子			
		9	水口 健二	18	石塚 郁志			
	(欠席人数：0人)							
議事参与	事務局	(出席人数：4人)						
		農業委員会事務局長		農地振興担当主幹				
		齋藤 綱紀		三浦 邦明				
		農地振興担当主査		農地振興担当主査				
		金子 昌行		渡部 大輔				
次第及び公開、一部公開、非公開の区分	(出席人数：2人)							
	農業振興課長	農業振興課長		開発調整課長				
		浜村 三博		福井 聖士				
		日程1 農地法第3条（委員会）：公開						
		日程2 農地法第5条（知事）：公開						
		日程3 租税特別措置法適格者証明：公開						
		日程4 令和7年度県農地利用の最適化に関する意見について：公開						

	日程5 令和7年度農林関係税制改正に関する要望について:公開								
一部公開・非公開の場合はその理由	<input type="checkbox"/> 要綱第3条第1号該当: <input type="checkbox"/> 要綱第3条第2号該当: <input type="checkbox"/> 要綱第3条第3号該当: <input type="checkbox"/> 要綱第3条第4号該当:								
配 布 資 料	次第、総会資料								
会議録の作成方法	<input type="checkbox"/> 録音テープ等を使用した全文記録 <input checked="" type="checkbox"/> 録音テープ等を使用した要点記録 <input type="checkbox"/> 要点記録								
会議録署名の指定	<table border="1"> <thead> <tr> <th>議席番号</th> <th>委員氏名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2</td> <td>飯島 優子</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>齋藤 昭雄</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>山崎 勇喜</td> </tr> </tbody> </table>	議席番号	委員氏名	2	飯島 優子	3	齋藤 昭雄	4	山崎 勇喜
議席番号	委員氏名								
2	飯島 優子								
3	齋藤 昭雄								
4	山崎 勇喜								

発言者	発言内容・決定事項
議長	<p>ただ今から2024年第5回総会を開会いたします。</p> <p>在任委員19名が出席しておりますので、春日部市農業委員会会議規則第6条の規定により総会は成立いたします。</p> <p>また、本日は議事参与者としまして、市長部局より環境経済部農業振興課、浜村三博課長、都市整備部開発調整課、福井聖士課長が出席しております。</p>
議長	次に、運営委員会について伊藤委員長より報告がございます。
委員長	<p>本日9時00分から運営委員会を開催いたしました。会議内容ですが、議題として</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 令和7年度県農地利用の最適化施策に関する意見の提出について (2) 令和7年度農業税制関係要望に関する要望について (3) 春日部市農用地利用集積計画の決定について（依頼） (4) 令和6年「緑の募金」運動の協力依頼について (5) 農委だより第39号（案）について <p>以上5項目についての協議と、その他、意見交換を行いました。</p>
議長	<p>本日の議題は、</p> <p>日程1 議案第1号、農地法第3条（委員会）、1議案6件</p> <p>日程2 議案第2号、農地法第5条（知事）、1議案6件</p> <p>日程3 議案第3号、租税特別措置法適格者証明、1議案2件</p> <p>日程4 議案第4号、令和7年度県農地利用の最適化施策に関する意見について、1議案1件</p> <p>日程5 議案第5号、令和7年度農林関係税制改正に関する要望について 1議案1件</p> <p>合計5議案となります。</p>
議長	次に、会議規則第35条の規定により議事録に署名する委員を指名いたします。それでは議席番号2番飯島優子委員、3番齋藤昭雄委員、4番山崎勇喜委員を指名いたします。
議長	<p>議事に入る前に申し上げます。会議規則第25条の規定に基づき、発言の際は挙手のうえ、指名されてから起立して議席番号及び氏名を述べてから発言をお願いします。</p> <p>次に、事前審査の日程及び審査委員、農地利用最適化推進委員並びに議案の説明者につきましては、別紙一覧でお示しのとおりです。</p>

議長	<p>それでは議事にはいります。日程1、議案第1号、農地法第3条（委員会）を議題といたします。申請番号18番及び21番から25番について、会議規則第19条第3項の規定により事務局より説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案書1頁をご覧ください。議案第1号、農地法第3条（委員会）について許可申請が6件ありましたので審議を求める。</p>
	<p>はじめに申請番号18番、所有権移転、詳細は議案書のとおり。この案件は2024年第4回総会からの継続審議案件で、申請人の経営体の農作業従事日数は50日しかなく、本市が定めている農作業従事日数60日以上という要件に該当していなかったため、継続審議となったものです。このことから事務局が従事日数の確認を行ったところ、代理人より「譲受人は昨年の夏より週4日程度、農作業に従事している」との連絡がありました。現時点では証書類の確認がとれていません。申請理由は経営規模の拡大です。案内図は1頁、詳細図は2頁となります。スクリーンをご覧ください。申請地となります。ここでは稻作を行う計画です。次に農地法第3条調査書1頁をご覧ください。申請人は、杉戸町で農業経営を行っていることから、杉戸町農業委員会に経営状況を確認したところ、農作業従事日数が申請人は50日、配偶者は0日となっております。また、昨年8月に実施した令和5年度農業経営及び農地利用状況に関する調査では、農作業従事日数が申請人0日、配偶者0日、子50日の報告があります。このことから農地法第3条第2項第4号の「農作業常時従事の要件」に該当しないと考えます。</p>
	<p>次に、申請番号21番、所有権移転、詳細は議案書のとおり。申請理由は経営規模の拡大です。案内図は3頁、詳細図は4頁となります。スクリーンをご覧ください。申請地となります。ここでは露地野菜を作付ける計画です。次に農地法第3条調査書2頁をご覧ください。書類調査の結果、農地法第3条第2項各号に該当しないことを確認しました。また、農地法施行規則に基づく申請書が整っております。</p>
	<p>次に、申請番号22番、所有権移転、詳細は議案書のとおり。申請理由は経営規模の拡大です。案内図は5頁、詳細図は6頁となります。スクリーンをご覧ください。申請地となります。申請地2筆のうち、一方ではネギ、白菜、大根、キャベツを、もう一方では果樹栽培を行う計画です。次に農地法第3条調査書3頁をご覧ください。書類調査の結果、農地法第3条第2項各号に該当しないことを確認しました。また、農地法施行規則に基づく申請書が整っております。</p>
	<p>次に、申請番号23番、所有権移転、詳細は議案書のとおり。申請理由は経営規模の拡大です。案内図は7頁、詳細図は8頁となります。スクリーンをご覧ください。申請地となります。ここではキャベツを作付ける計画です。次に農地法第3条調査書4頁をご覧ください。書類調査の結果、農地法第3条第2項各号に該当しないことを確認しました。また、農地法施行規則に基</p>

	<p>づく申請書が整っております。</p> <p>次に、議案書1頁の申請番号24番、議案書2頁の25番については譲受法人が同一のため、一括にてご説明いたします。</p> <p>はじめに、申請番号24番、所有権移転、詳細は議案書のとおり。次に申請番号25番、所有権移転、詳細は議案書のとおり。これらの案件の申請理由は、経営規模の拡大です。申請番号24番の案内図は9頁、詳細図は10頁に、次に申請番号25番の案内図は11頁、詳細図は12頁となります。スクリーンをご覧ください。申請地となります。申請番号24番の申請地2筆のうち一方では水稻を、もう一方では大豆を作付ける計画です。また、申請番号25番の申請地では水稻を引き続き作付ける計画です。次に農地法第3条調査書5頁及び6頁をご覧ください。書類調査の結果、それぞれ農地法第3条第2項各号に該当しないことを確認しました。また、農地法施行規則に基づく申請書が整っております。</p> <p>議長 おはかりいたします。はじめに推進委員より意見を求め、次に事前審査委員より報告を求めたいと思います。これにご異議ございませんか。</p> <p>委員 (なしの声あり)</p> <p>議長 異議なしと認めます。はじめに申請番号21番から25番について、担当地区の横川浩之推進委員より意見を求めます。</p> <p>推進委員 区域3の推進委員の横川です。申請番号21番から25番について報告いたします。調査日時は令和6年5月10日、水口農業委員、岡田農業委員、石井推進委員と私の4名で申請地及び申請人所有農地の現地調査等を実施したところ、農地法第2条の2で定められた農地の農業上の適正かつ効率的な利用が確保されていることが確認できました。また他地区の保有農地についても問題ないと他地区の担当推進委員から報告を受けております。以上のことから問題なし、と意見を述べ、報告といたします。</p> <p>次に、申請番号22番について報告いたします。調査日時等については先ほど述べたとおりです。申請地及び申請人所有農地の現地調査等を実施したところ、申請地2筆のうち、1筆については適正に管理されておりました。もう1筆には果樹が植えられていることが確認できました。以上のことから問題なし、と意見を述べ、報告といたします。</p> <p>次に、申請番号23番について報告いたします。調査日時等については先ほど述べたとおりです。申請地及び申請人所有農地の現地調査等を実施したところ、申請地は適正に管理され、保有農地は管理及び田植えがされておりました。また他地区の保有農地についても問題ないと他地区の担当推進委員から報告を受けております。以上のことから問題なし、と意見を述べ、報告</p>
--	--

	<p>といたします。</p> <p>次に、申請番号24番、25番については譲受人が同一なので、併せて報告いたします。調査日時等については先ほど述べたとおりです。申請地及び申請人所有農地の現地調査等を実施したところ、申請地及び保有農地は適正に管理及び田植えがされておりました。また他地区の保有農地についても問題ないと他地区の担当推進委員から報告を受けております。以上のことから問題なし、と意見を述べ、報告といたします。</p> <p>議長 次に、事前審査委員より報告を求めます。議席番号16番萩原勝委員より申請番号18番及び21番から25番の事前審査の報告を求めます。</p> <p>委員 議席番号16番萩原勝です。はじめに申請番号18番について、事前審査の報告をします。日時、事前審査委員等はお示ししたとおりです。事務局の説明のとおり、本案件は2024年第4回総会からの継続審議案件です。事務局からの報告にもありましたとおり、代理人に農作業従事日数の確認を求めたものの、それを裏付けるものが無く、要件を未だ満たしておりません。このことから農地法第3条第2項第4号の「農作業常時従事の要件」に該当しないと考えます。このようなことから、引き続き今後の農業経営について調査を行い、その結果を元に審議を再開するのが望ましいと考えます。以上のことから、事前審査委員4人の合議により、継続審議と決しました。</p> <p>次に、申請番号21番について事前審査の報告をします。申請地及び申請人保有農地について担当地区推進委員に意見を求めたところ、問題はなく、農地法第2条の2で定められた農地の農業上の適正かつ効率的な利用が確保されている、と報告を受けました。以上のことから事前審査委員4人の合議により許可、と決しました。</p> <p>次に、申請番号22番について事前審査の報告をします。申請地及び申請人保有農地について担当地区推進委員に意見を求めたところ、問題はなく、農地法第2条の2で定められた農地の農業上の適正かつ効率的な利用が確保されている、と報告を受けました。しかしながら、申請地のうち1筆は添付された作付計画書によれば水稻を行うとのことです、現場写真を確認すると水稻の作付は難しいと考えたことから、事前審査後に、事務局が代理人に再度、確認を行いました。その結果、代理人より「水稻は誤りで、実際は果樹栽培を行う予定」との連絡があり、訂正された作付計画書の提出があった、と事務局より連絡がありました。以上のことから事前審査委員4人の合議により許可、と決しました。</p> <p>次に、申請番号23番について事前審査の報告をします。申請地及び申請人保有農地について担当地区推進委員に意見を求めたところ、問題はなく、農地法第2条の2で定められた農地の農業上の適正かつ効率的な利用が確保されている、と報告を受けました。しかしながら 15 m^2 という狭小地であ</p>
--	---

ること、航空写真では申請地への進入路の確認ができず、今後の耕作について疑問が生じたことから、事前審査の際にも現地確認を行ったところ、申請地への進入路は柵が設けられ施錠されており、今後の耕作は難しいと考えたことから、事前審査後に事務局が代理人に確認を行いました。代理人によれば「柵の設置と施錠は、その奥の資材置場所有者が行ったもので、早急に解消させる」との連絡がありましたが、その確認が取れていません。このようなことから、今後の作付の実施について調査を行い、その結果を元に審議を再開するのが望ましいと考えます。以上のことから、事前審査委員4人の合議により継続審議、と決しました。

次に、申請番号24番、25番については、譲受人が同一のため一括して事前審査の報告をします。申請地及び申請人保有農地について担当地区推進委員に意見を求めたところ、問題はなく、農地法第2条の2で定められた農地の農業上の適正かつ効率的な利用が確保されている、と報告を受けました。以上のことから事前審査委員4人の合議により許可、と決しました。

議長

これより質疑を求めます。発言のある方は挙手願います。

(質問、意見なし)

議長

質疑なしと認め、質疑を終結します。おはかりします。申請番号18番及び23番について、事前審査委員より継続審議との報告がありました。よって、申請番号18番及び23番と、申請番号21番、22番、24番及び25番を別々に審議することに異議ございませんか。

(異議なし、の声あり)

議長

異議なしと認めます。採決にはいります。申請番号18番及び23番を事前審査委員の報告のとおり、継続審議とすることに賛成の委員の起立を求めます。

(全員起立)

議長

起立全員です。よって、議案第1号、農地法第3条（委員会）について申請番号18番及び23番を事前審査委員の報告のとおり、継続審議と決定しました。担当農業委員は引き続き調査をお願いいたします。

議長

次に、申請番号21番、22番、24番及び25番を事前審査委員の報告のとおり、許可することに賛成の委員の起立を求めます。

	(全員起立)
議長	起立全員です。よって、議案第1号、農地法第3条（委員会）申請番号21番、22番、24番及び25番を、事前審査委員の報告のとおり、許可と決定しました。
議長	次に、日程2、議案第2号、農地法第5条（知事）を議題といたします。会議規則第19条第3項により、申請番号15番から20番について事務局より説明を求めます。
事務局	<p>議案書3頁をご覧ください。議案第2号、農地法第5条（知事）について許可申請が6件ありましたので、審議を求めます。</p> <p>はじめに申請番号15番、所有権移転、詳細は議案書のとおり。転用計画は自己用住宅を建築するため、市街化調整区域に長期居住する者の親族のための自己用住宅に該当します。案内図は13頁、詳細図は14頁となります。現地はスクリーンをご覧ください。詳細図にありますとおり、本案件の申請地内には家庭菜園用の区画が確保されております。農地を転用して家庭菜園を確保することは、農地転用の原則である必要最小限度の規模の転用に抵触するのではないか、と考えております。農用地からの除外については証明書が添付されています。接続道路は西側の道路に接続しています。被害防除措置としてコンクリートブロックを設置します。雨水は敷地内浸透処理です。生活排水は合併処理浄化槽で処理後、既設道路側溝に放流する計画です。資金計画については金融機関からの融資で、住宅ローン事前審査結果が添付されています。農地転用に係る事業計画の内容が開発行為を伴うため、本申請と同時に開発申請手続きがされています。申請書は整い、農地区分は申請地周辺は集団的農地が10ヘクタール未満であり、第2種農地と考えます。</p> <p>次に、申請番号16番、所有権移転、詳細は議案書のとおり。転用計画は自己用住宅を建築するため、市街化調整区域に長期居住する者の親族のための自己用住宅に該当します。案内図は15頁、詳細図は16頁となります。現地はスクリーンをご覧ください。農用地からの除外については証明書が添付されています。農地の転用については該当する土地改良区発行の支障ない旨の意見書が添付されています。接続道路は北側の道路に接続しています。被害防除措置としてコンクリートブロックを設置します。雨水は敷地内浸透処理です。生活排水は合併処理浄化槽で処理後、既設道路側溝に放流する計画で、該当する土地改良区発行の事前協議書及び地域農業者代表の同意書が添付されています。資金計画については金融機関からの融資で、住宅ローン事前審査結果が添付されています。農地転用に係る事業計画の内容が開発行為を伴うため、本申請と同時に開発申請手続きがされています。申請書は整い、農地区分は申請地周辺は集団的農地が10ヘクタール未満であり、第2</p>

種農地と考えます。

次に、申請番号 17 番、所有権移転、詳細は議案書のとおり。申請者は建設業を営んでおり、転用計画は資材置場の設置です。申請者は今まで元請会社の資材置場を利用していたため、自らの資材置場を所有していませんでしたが、事業拡大に伴い、現場数の多い春日部市内に資材置場を設置する必要が生じたため、申請したものです。案内図は 17 頁、詳細図は 18 頁となります。現地はスクリーンをご覧ください。農用地からの除外については証明書が添付されています。農地転用については該当する土地改良区発行の支障ない旨の意見書が添付されています。被害防除措置として安全鋼板が設置されています。雨水は砂利敷きのため敷地内浸透処理です。資金計画については個人からの融資で、融資者の融資証明書並びに金融機関発行の残高証明書が添付されています。農地転用に係る事業計画の内容が開発行為を伴うため、本申請と同時に開発申請手続きがされています。申請書は整い、農地区分は申請地周辺は集団的農地が 10 ヘクタール未満であり、第 2 種農地と考えます。次に、議案書 4 頁をご覧ください。申請番号 18 番、所有権移転、詳細は議案書のとおり。転用計画は自己用住宅を建築するため、市街化調整区域に長期居住する者の親族のための自己用住宅に該当します。隣接する非農地 300 m² と合わせて自己用住宅を建築する計画です。申請書に添付された土地利用計画図によれば、転用後は住宅の外、自家用車用駐車場を設置し、車を 6 台とトラック 1 台を駐車する計画ですが、駐車を予定している自家用車等を所有していることを示す書類の提出がありません。案内図は 19 頁、詳細図は 20 頁となります。現地はスクリーンをご覧ください。赤線で囲われた部分が転用農地、白の点線で囲われた部分が非農地となります。農用地からの除外については証明書が添付されています。農地の転用については該当する土地改良発行の支障ない旨の意見書が添付されています。接続道路は北側の道路に接続しています。被害防除措置としてコンクリートブロックを設置します。雨水は敷地内浸透処理です。生活排水は合併処理浄化槽で処理後、水路に放流する計画で、当該地区長の排水放流承認書が添付されています。資金計画については金融機関からの融資で、住宅ローン事前審査結果が添付されています。農地転用に係る事業計画の内容が開発行為を伴うため、本申請と同時に開発申請手続きがされています。申請書は整い、農地区分は、申請地周辺は集団的農地が 10 ヘクタール未満であり、第 2 種農地と考えます。

次に、申請番号 19 番、20 番については申請者が同一のため、一括にてご説明いたします。はじめに、申請番号 19 番、使用貸借権設定、詳細は議案書のとおり。次に申請番号 20 番、使用貸借権設定、詳細は議案書のとおり。転用計画は農地改良工事で、地盤が軟弱で水はけが悪いため、農地改良を行うとのことです。農地改良後も引き続き水稻を作付ける計画です。工事内容は現在の表土を耕作土として使用するため建設残土を搬入したあと、表

土を埋め戻す客土Cの方法で行うとのことです。申請番号19番と20番の案内図は21頁、申請番号19番の詳細図は22頁から25頁となります。申請番号20番の詳細図は26頁から28頁となります。スクリーンをご覧ください。申請地となります。工事期間は許可日から6か月間です。農用地からの一時転用については適合証明書が添付されています。農地の転用については、該当する土地改良区発行の支障ない旨の意見書が添付されています。資金計画については自己資金で、金融機関発行の残高証明書が添付されています。なお、申請番号20番につきましては、県の「農地改良等の取扱いに関する要綱」の別表1「隣接道路面からの高さについて」に規定される「(1) 原則として、低い道路を基準とする」の項目を満たしていないものと考えます。申請書は整い、農地区分は、申請地周辺は農振農用地です。また申請面積が30アール以上のため、農地法第5条第3項の規定に基づき、農業委員会ネットワーク機構「一般社団法人埼玉県農業会議」に意見を求めます。

議長

次に、申請番号19番、20番について、担当地区の横井三男推進委員より意見を求めます。

推進委員

区域4の推進委員の横井です。申請番号19番、20番について報告いたします。令和6年5月9日に、伊藤職務代理、岡本農業委員、森住農業委員、石山農業委員、上原推進委員、金子推進委員、齋藤推進委員と私の8名で申請地及び申請人所有農地の現地調査等を実施したところ、農地法第2条の2で定められた農地の農業上の適正かつ効率的な利用が確保されていることが確認できました。また、他地区の保有農地についてもそれぞれ担当地区推進委員より「問題なし」との報告を受けております。以上のことから問題なし、として報告といたします。

議長

次に、事前審査委員より報告を求めます。議席番号18番石塚郁志委員より申請番号15番から20番の事前審査の報告を求めます。

委員

議席番号18番石塚郁志です。はじめに申請番号15番について事前審査の報告をします。日時、事前審査委員等はお示ししたとおりです。申請地の現地調査を実施したところ、問題は無く、周辺農地に及ぶ影響も無いと思われます。しかしながら事務局の説明にもありましたとおり、土地利用計画図では申請地内に家庭菜園用の区画が確保されていたことから、今回の申請は農地転用の原則である必要最小限度の申請規模にあたるかどうか疑問が残ります。以上のことから、埼玉県の審査にあたっては、申請地の用途の確認について十分精査することを条件とし、事前審査委員4人の合議により、条件付き許可相当とすることと決しました。

	<p>次に、申請番号16番について事前審査の報告をします。申請地の現地調査を実施したところ、問題はありませんでした。申請についても問題は無く、周辺農地に及ぶ影響も無いと思われます。以上のことから、事前審査委員4人の合議により、許可相当とすることと決しました。</p> <p>次に、申請番号17番について事前審査の報告をします。申請地の現地調査を実施したところ、申請地は小学校近隣にあり、転用工事期間中、及び転用後も資材置場に大型車両等の出入りがあることが予想されることを考えますと、小学校へ通学する児童への安全面の配慮が必要だと考えます。申請そのものについては問題は無く、周辺農地に及ぶ影響も無いと思われますが、このようなことから、県の審査においては通学する児童への安全面に十分配慮することを条件とし、事前審査委員4人の合議により、条件付き許可相当とすることと決しました。</p> <p>次に、申請番号18番について事前審査の報告をします。申請地の現地調査を実施したところ、問題はありませんでした。しかしながら事務局の説明にもありましたとおり、申請地内に自家用車6台分の駐車用地が確保されているものの、その必要性を示すための挙証書類の提出がありません。以上のことから、事前審査委員4人の合議により、不許可相当とすることと決しました。</p> <p>次に、申請番号19番について事前審査の報告をします。申請地及び申請人保有農地について担当地区推進委員に意見を求めたところ、問題はなく、農地法第2条の2で定められた農地の農業上の適正かつ効率的かつ利用が確保されている、との報告を受けました。次に、申請地の現地調査を実施したところ、問題はありませんでした。申請についても問題は無く、周辺農地に及ぶ影響も無いと思われます。以上のことから、事前審査委員4人の合議により、許可相当とすることと決しました。</p> <p>次に、申請番号20番について事前審査の報告をします。申請地及び申請人保有農地について担当地区推進委員に意見を求めたところ、問題はなく、農地法第2条の2で定められた農地の農業上の適正かつ効率的かつ利用が確保されている、との報告を受けました。次に、申請地の現地調査を実施したところ、申請地に隣接する道路面に対して、農地改良後の盛土の高さが30センチを超える設計になっており、埼玉県の「農地改良等の取扱いに関する要綱」に定める要件を満たしていません。以上のことから、事前審査委員4人の合議により、不許可相当とすることと決しました。</p>
議長	これより質疑を求めます。発言のある方は挙手願います。
委員	はい、議長。
議長	発言を許します。

委員	議席番号10番、岡田です。申請番号19番及び20番についてお伺いいたします。申請地は庄和北部土地改良区の管内だと思います。パイプラインへの影響、また申請理由に、地盤が軟弱なため、とありましたが、果たしてどうなのか、改めてお伺いいたします。
事務局	パイプラインについてですが、現地確認をしたところ、設置は無いようございます。道路脇に素掘りの水路がありましたのでパイプラインは入っていないと考えております。次に、地盤が軟弱かどうか、につきましては、本来は庄和北部土地改良区の区域内ですので、対策はされていると思いますが、工事完了からかなり年月も経過しているので、暗渠等の設備も老朽化しているのではないかと考えております。また申請地の地盤の状況については地元農業委員等にも確認しており、申請理由については正当性はあるのではないか、と考えております。
委員	わかりました。庄和北部土地改良区は暗渠等の設備も整えていたと思いますので、私も時間があれば現地を確認したいと思います。
議長	他に、発言のある方は挙手願います。
	(質問、意見なし)
議長	質疑なしと認め、質疑を終結します。おはかりします。はじめに、申請番号18番及び20番について、事前審査委員より不許可相当と報告がありました。次に、申請番号15番、17番について、事前審査委員より許可相当とし、条件を付する必要がある、と報告がありました。次に、申請番号16番及び19番について、事前審査委員より許可相当と報告がありました。よって、はじめに、申請番号18番及び20番、次に申請番号15番、17番、次に、申請番号16番及び19番、を別々に審議することに異議ございませんか。
	(異議なし、の声有り)
議長	異議なしと認めます。採決にはいります。はじめに、申請番号18番及び20番を事前審査委員の報告のとおり、不許可相当とすることに、賛成の委員の起立を求めます。
	(全員起立)

議長	<p>起立全員です。よって、議案第2号、農地法第5条（知事）申請番号18番及び20番を事前審査委員の報告のとおり、不許可相当と意見を付して県知事に送付いたします。</p> <p>次に、申請番号15番、17番を許可相当とし、ただし事前審査委員の報告のとおり、意見書に条件を付することに賛成の委員の起立を求めます。</p> <p style="text-align: center;">(全員起立)</p>
議長	<p>起立全員です。よって、議案第2号、農地法第5条（知事）申請番号15番、17番を許可相当とし、ただし意見書に条件を付して県知事に送付いたします。</p>
議長	<p>次に、申請番号16番及び19番を事前審査委員の報告のとおり許可相当とすることに、賛成の委員の起立を求めます。</p> <p style="text-align: center;">(全員起立)</p>
議長	<p>起立全員です。よって、議案第3号、農地法第5条（知事）申請番号16番及び19番を許可相当と意見を付して、県知事に送付いたします。また、申請番号19番、20番については農地法第5条第3項の規定に基づき、農業委員会ネットワーク機構「一般社団法人 埼玉県農業会議」の意見を付した上で県知事に送付いたします。</p>
議長	<p>次に日程3、議案第3号、租税特別措置法適格者証明を議題といたします。会議規則第19条第3項により、申請番号10番、11番について事務局より説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案書5頁をご覧ください。議案第3号、租税特別措置法適格者証明について申請が2件ありましたので審議を求めます。租税特別措置法適格者証明は、申請人が租税特別措置法の適格者であることを証明するもので、農地等に係る相続税の納税猶予の適用を受けるために必要な書類です。新規に適用を受ける場合又は3年毎に引き続き適用を受ける場合に必要となり、申請人が農業経営を行い対象農地が適正に利用されていることを証明するものです。はじめに、申請番号10番、詳細は議案書のとおり。案内図は29頁及びスクリーンをご覧ください。本申請は納税猶予の継続申請です。申請理由は申請農地を相続したことにより、相続税の納税猶予の制度の適用に関し、租税特別措置法適格者証明願いがかったものです。申請者が経営主で年間従事日数は80日です。次に、議案書6頁をご覧ください。申請番号11番、詳細は議案書のとおり。案内図は30頁及びスクリーンをご覧ください。本</p>

	申請は納税猶予の継続申請です。申請理由は申請農地を相続したことにより、相続税の納税猶予の制度の適用に関し、租税特別措置法適格者証明願いがあったものです。申請者が経営主の妻で年間従事日数は80日です。
議長	次に、申請番号10番について担当地区の濱野國雄推進委員より意見を求めます。
推進委員	区域1推進委員の濱野です。申請番号10番について報告いたします。令和6年5月14日に、石塚農業委員、齋藤農業委員、遠藤推進委員及び事務局職員2名と私の合計6名で申請地の現地調査を実施したところ、全ての農地で田植えがされており、農地法第2条の2で定められた農地の農業上の適正かつ効率的な利用が確保されていることが確認できました。以上のことから問題なし、として報告といたします。
議長	次に、申請番号11番について担当地区の金重一夫推進委員より意見を求めます。
推進委員	区域1推進委員の金重です。申請番号11番について報告いたします。令和6年5月14日に、山崎農業委員、飯島農業委員、朝倉推進委員と私の4名で申請地の現地調査等を実施したところ、農地法第2条の2で定められた農地の農業上の適正かつ効率的な利用が確保されていることが確認できました。以上のことから問題なし、として報告といたします。
議長	次に、事前審査委員より報告を求めます。議席番号1番川鍋浩之委員より、申請番号10番、11番の事前審査の報告を求めます。
委員	議席番号1番川鍋浩之です。申請番号10番、11番について事前審査の報告をします。日時、事前審査委員等はお示ししたとおりです。担当地区推進委員に意見を求めたところ、問題なく、農地法第2条の2で定められた農地の農業上の適正かつ効率的な利用が確保されている、と報告を受けました。以上のことから、事前審査委員4人の合議により証明することと決しました。
議長	これより質疑を求めます。発言のある方は挙手願います。
	(質問、意見なし)
議長	質疑なしと認め、質疑を終結します。採決にはいります。申請番号10番、11番を事前審査委員の報告のとおり証明することに賛成の委員の起立を

	求めます。
	(全員起立)
議長	起立全員です。よって、議案第3号、租税特別措置法適格者証明、申請番号10番、11番について証明書を発行することと決しました。
議長	次に、日程4、議案第4号、令和7年度県農地利用の最適化施策に関する意見についてを議題といたします。会議規則第19条第3項により事務局より説明を求めます。
事務局	議案書7頁をご覧ください。議案第4号、令和7年度県農地利用の最適化施策に関する意見について、埼玉県農業会議から意見の提出を求められたので、審議を求めるものです。4月19日に農地利用最適化推進委員に、4月25日に農業委員にそれぞれ説明し、意見の聴取を依頼したところ、議案書8頁から9頁のとおり「農地の確保と有効利用」について2件、議案書10頁のとおり「担い手に関する事項」について1件、案が寄せられました。これらの意見については、先月及び今日の運営委員会にて内容を精査し、意見案を整えたものでございます。運営委員会での精査の結果、議案書10ページにあります意見の1行目及び3行目の「新規就農者」2か所の前に「農業後継者及び」を付け加えて埼玉県農業会議にて提出してよいか、ご審議をお願いいたします。
議長	これより質疑を求める。発言のある方は挙手願います。
	(質問、意見なし)
議長	質疑なしと認め、質疑を終結します。採決にはいります。議案第4号、令和7年度県農地利用の最適化施策に関する意見について、原案のとおり決定することに賛成の委員の起立を求めます。
	(全員起立)
議長	起立全員です。よって、議案第4号、令和7年度県農地利用の最適化施策に関する意見について、原案のとおり決定し、一般社団法人埼玉県農業会議に提出いたします。
議長	次に、日程5、議案第5号、令和7年度農林関係税制改正に関する要望についてを議題といたします。会議規則第19条第3項により、事務局より説

	明を求めます。
事務局	議案書15頁をご覧ください。議案第5号、令和7年度農林関係税制改正に関する要望について、埼玉県農業会議から意見の取りまとめと報告を求められたので、審議を求めるものです。4月25日に農業委員に配布、4月26日付で推進委員に郵送し、5月10日まで意見の聴取を依頼しましたが、意見はありませんでした。よって、議案書16頁の案のとおり「なし」として報告してよいかご審議お願ひいたします。
議長	これより質疑を求めます。発言のある方は挙手願います。
	(質問、意見なし)
議長	質疑なしと認め、質疑を終結します。採決にはいります。議案第5号、令和7年度農林関係税制改正に関する要望について、原案のとおり決定することに、賛成の委員の起立を求めます。
	(全員起立)
議長	起立全員です。よって、議案第5号、令和7年度農林関係税制改正に関する要望について、原案のとおり決定し、一般社団法人埼玉県農業会議に報告いたします。
議長	次に、 日程6 報告第1号、農地法第3条の3（相続等による権利移動） 日程7 報告第2号、農地法第4条（届出） 日程8 報告第3号、農地法第5条（届出） 日程9 報告第4号、違反転用事案報告 につきましては、議案書の18頁から28頁にお示しのとおりです。
議長	次に、配布資料につきましては、お手元の資料のとおりです。
議長	次に、その他でございますが、何かありますか。
議長	次に、次回日程及び次回事前審査につきましては、事務連絡にてお示しのとおりです。
議長	本日の議案の審議ならびに報告等はすべて終了いたしました。

議長	以上をもちまして、2024年第5回総会を閉会いたします。 閉会（午前11時01分）
----	--

議事の顛末・概要を記載し、その相違なきことを証するためここに署名する。

令和 年 月 日

署名者の職・氏名

議長 会長

農業委員 2番

農業委員 3番

農業委員 4番